

みなと みた

2026 4
No.175

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

着任・離任のご挨拶 ● 2

労働行政ニュース ● 3~11

労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施結果／令和8年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します／職場の「熱中症」を防ごう!／メンタルヘルス対策等自主点検実施結果

厚生労働省／東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 12~13

社会保険労務士資格を持つ雇用管理改善等コンサルタントに無料で相談できます／令和8(2026)年度 雇用保険料率のご案内

協会だより ● 14~16

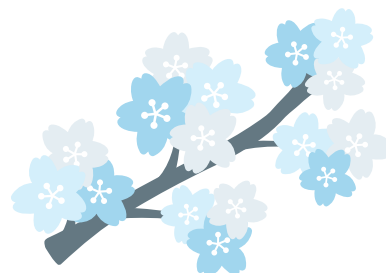
三田労働基準監督署・ハローワーク品川の人事異動／2026年度定期総会開催のご案内／2026年度会費納入のお願い／新入会員のご紹介／講習会等のご案内／「定期健康診断のご案内」について

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただけますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)

*この会報は、当協会のホームページのトップページ右列下にも掲載しております。会報の郵送を希望されない方はご連絡ください。



着任のご挨拶



三田労働基準監督署
署長 北川 敏子

陽春の候、三田労働基準協会の会員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より労働行政の推進につきまして、格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、4月1日付け人事異動により、三田労働基準監督署長を拝命しました。皆様のお力添えを頂きながら、労働基準行政の運営に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、我が国は少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という構造的な課題に直面しており、企業には、持続的、構造的な賃上げの実現に向けた積極的な対応とともに、女性や高齢者等多様な人材が安心して働くことのできる環境の整備を図っていくことが求められています。

人材や働き方の多様化は、法令改正にも影響を与えており、労働基準法においては、近年のコロナ禍を契機とするテレワークの広がりやフリーランス、副業の増加など働き方の多様化を受け、約40年ぶりとなる改正に向けた議論が進められています。

また、労働安全衛生法においても、業種や職種を問わず人材の多様化が進み、労働災害のリスクが広がっている状況を踏まえ、多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境を整備することを目的とした改正が行われ、段階的に施行されております。

三田労働基準監督署においては、これらの法令改正の動向を踏まえながら、安全で健康に働くことのできる職場づくりに向けて、引き続き長時間労働の抑制や過重労働による健康障害防止の徹底に取り組むとともに、令和5年度から始まった「第14次東京労働局労働災害防止計画」の進捗状況を踏まえ、自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発や作業行動に起因する労働災害防止対策、高年齢労働者等の労働災害防止対策を推進し、建設業、陸上貨物運送業、製造業を重点業種とした労働災害防止に向けた取組を行ってまいります。

中東情勢の不安定な状況が日本経済や社会、ひいては雇用環境に及ぼす影響が懸念される所ですが、三田労働基準協会会員の皆様のお力添えをいただきながら、管内の労働環境の改善が図られるよう努力していく所存でありますので、皆様には、雇用の維持、労働環境の整備等労働行政の推進に引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴協会の益々のご発展と会員企業の皆様のご健勝をご祈念申し上げ、着任のご挨拶とさせていただきます。

離任のご挨拶



三田労働基準監督署
前署長 田中 宏治

三田労働基準協会並びに松岡会長をはじめ、会員の皆様におかれましては、平素より労働基準行政の推進につきまして格別のご理解ご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

このたび、4月1日付けの人事異動により東京労働局総務部総務課へ転任することとなり、三田労働基準監督署長を退任いたしました。1年間という短い在任期間ではございましたが、多くの皆様に支えられ、無事に職務を遂行することができましたことを、改めて深く感謝申し上げます。

管内の港区は、多様性と活力に富み、国内外の企業が集積する全国有数のビジネス拠点です。スタートアップ企業の増加、オフィスの再編、外国人労働者の就労機会拡大など働き方の多様化が進む中、労働基準行政を取り巻く環境は大きく変化してまいりました。こうした状況を踏まえ、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止、建設業や第三次産業を中心とした労働災害防止、多様な働き方に対応した労働条件の確保・改善など、取り組むべき課題は多岐にわたっております。

これらの課題に対応するにあたり、講習会・説明会の開催、法令改正や安全衛生に関する広報など、皆様より温かいご支援を賜りましたことに、心より御礼申し上げます。

とりわけ、昨年11月に開催された「港地区健康と安全推進大会」につきましては、企画から運営に至るまで格別のご協力をいただき、おかげさまで大盛況のうちに終えることができましたことを、鮮明な記憶として深く心に刻んでおります。

皆様のお力添えがあってこそ、「安全・安心な職場づくり」に向けた取組を着実に推進することができました。

とはいえ、労働条件や安全衛生に関する課題はなお多く残されております。これらの課題につきましては、後任の北川署長にしっかりと引き継ぎ、新体制のもと、働くすべての方々が健康やかに働くことのできる環境づくりに向け、引き続き取り組んでまいります。

皆様には、変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴協会のみまますのご発展と、会員皆様のご健勝を心より祈念申し上げ、離任のご挨拶とさせていただきます。

これまで誠にありがとうございました。

労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施結果

東京労働局は、令和7年度年末・年始SafeWork推進強調期間（令和7年12月1日から令和8年1月31日まで）における取組の一環として、東京労働局管内の事業場を対象とした労働災害防止対策の取組に係る自主点検を実施し、その結果を取りまとめましたので公表します。

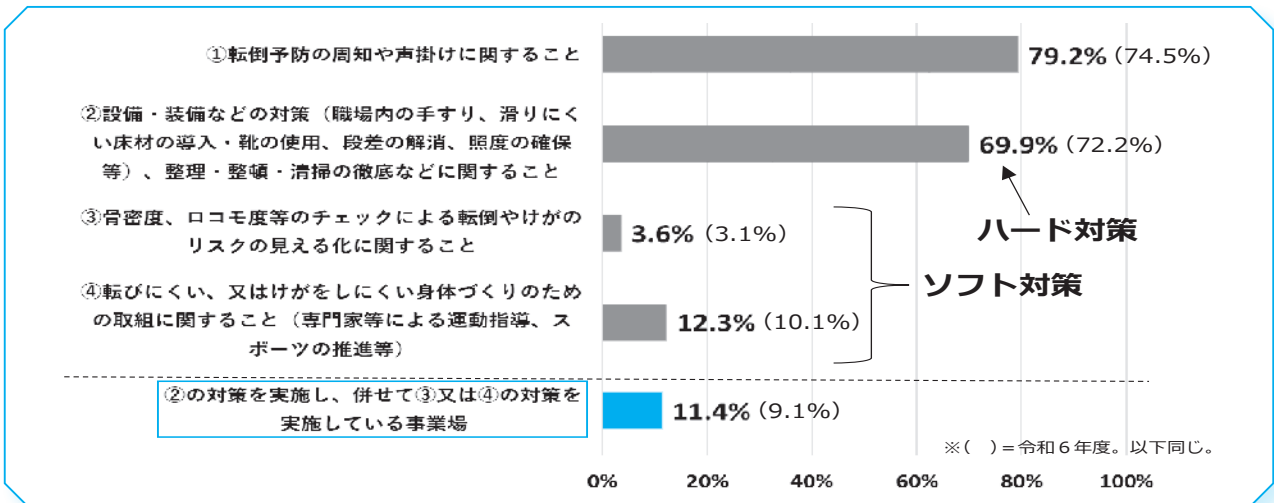
自主点検については、東京労働局管内の10,000事業場を対象として実施しました。有効回答数は1,982事業場（19.8%）でした。

1. 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の取組に係る自主点検の結果

(1) 転倒災害防止対策について

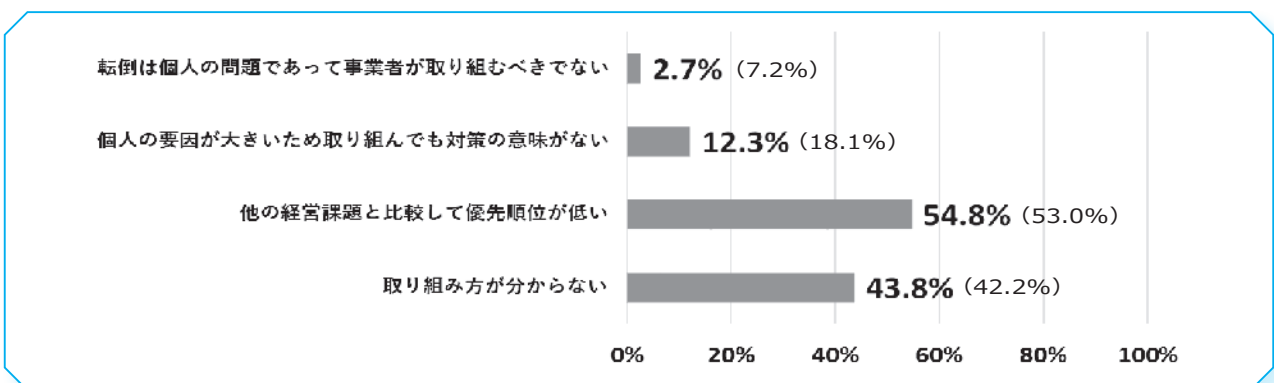
(ア) 労働者の「転倒」を防止するための対策に取り組んでいますか（複数回答）

回答した事業場のうち、何らかの転倒防止対策に取り組んでいる事業場は96.3%（1,909事業場）であり、ハード対策を実施している事業場は約7割であるものの、ハード・ソフト両面の対策を実施している事業場は11.4%（225事業場）と、アウトプット指標である50%を下回った。



(イ) 「転倒」を防止するための対策に取り組んでいない理由（複数回答）

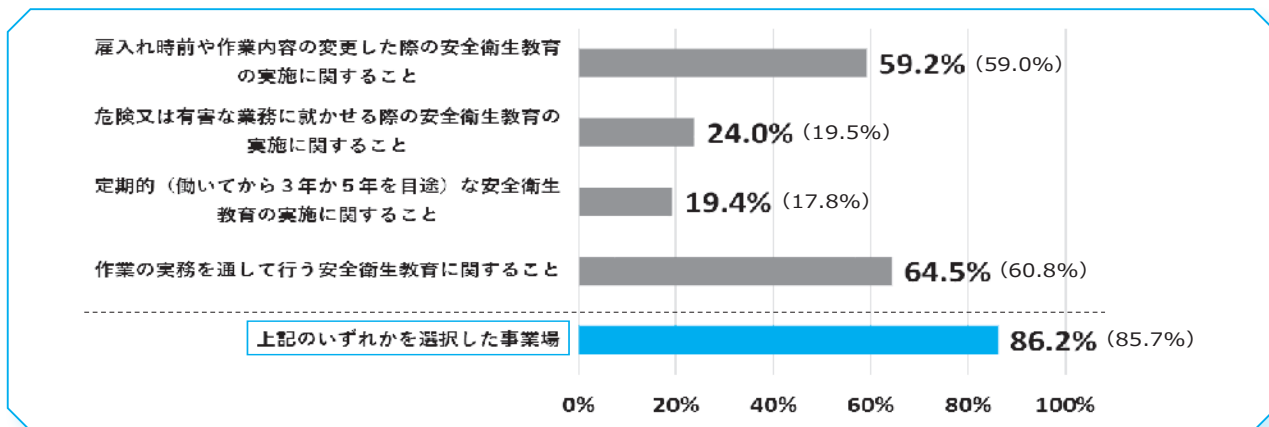
転倒防止対策に取り組んでいない理由については、「他の経営課題と比較して優先順位が低い」の割合が最も高く54.8%（40事業場）であった。



(2) 安全衛生教育の実施率について（小売業、社会福祉施設）

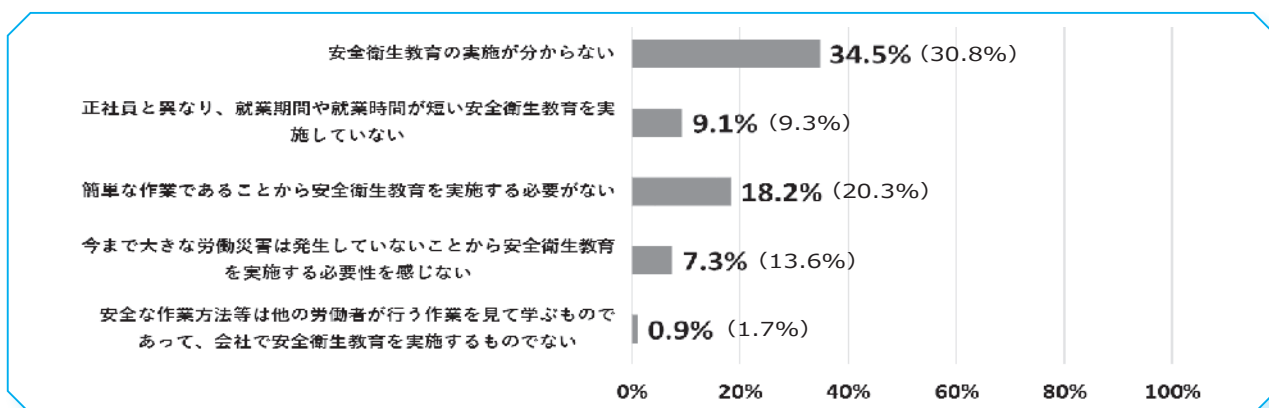
(ア) 正社員以外（派遣社員、パート及びアルバイト等）の労働者に安全衛生の教育を実施していますか（複数回答）

回答した小売業、社会福祉施設の事業場のうち、何らかの安全衛生教育を実施している事業場は86.2%（687事業場）と、アウトプット指標である80%を6.2ポイント上回った。



(イ) 安全衛生教育を実施していない理由（複数回答）

安全衛生教育を実施していない理由については、「安全衛生教育の実施が分からない」の割合が最も高く34.5%（38事業場）であった。



2. 高齢労働者への労働災害防止対策の取組に係る自主点検の結果

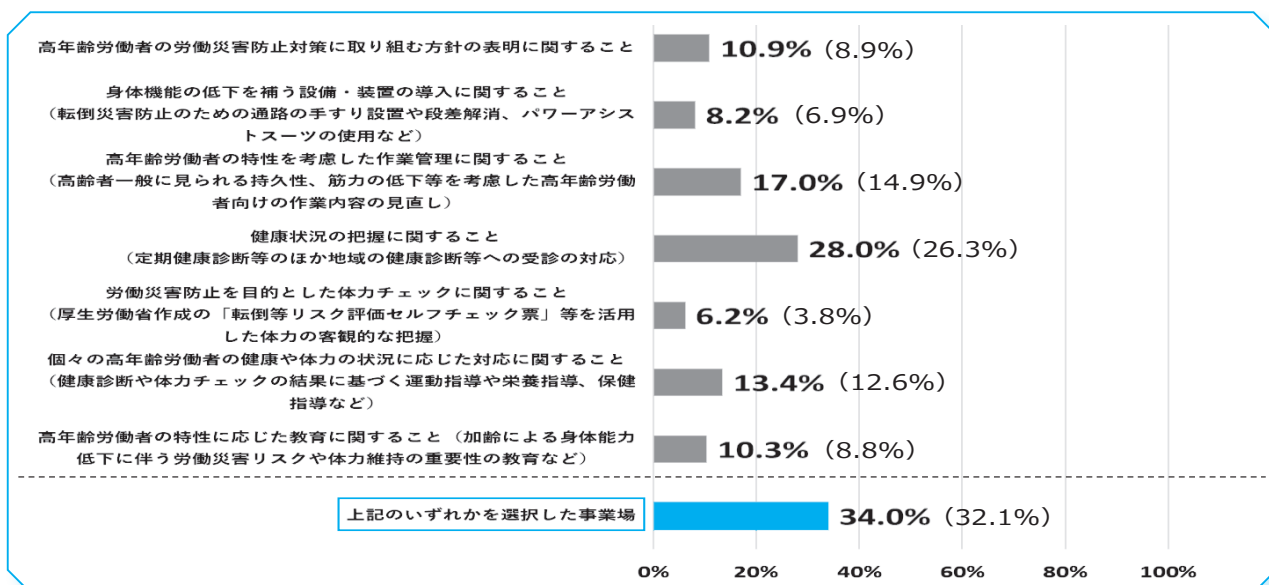
(1) 高齢労働者への労働災害防止対策について

(ア) エイジフレンドリーガイドラインを知っていますか

回答した事業場のうち、エイジフレンドリーガイドラインを知っている事業場は37.1%（736事業場）であった。

(イ) エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組を実施していますか（複数回答）

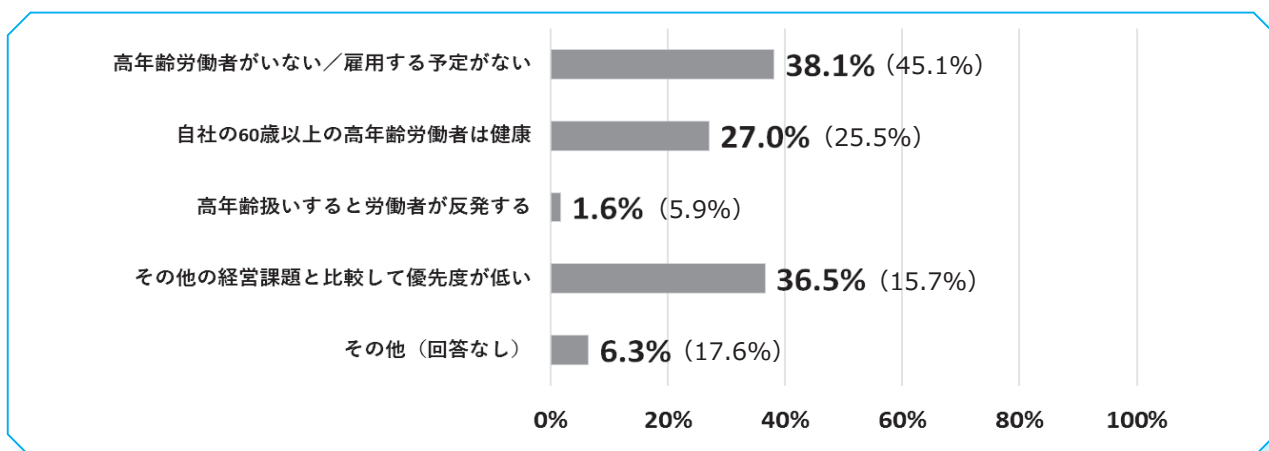
上記(ア)で「知っている」と回答し、かつ、何らかの取組を実施している事業場は34.0%（673事業場）と、アウトプット指標である50%を下回った。



(ウ) ガイドラインは知っているが同ガイドラインに基づく取組を行っていない理由（複数回答）

上記(ア)で「知っている」と回答した事業場のうち、上記(イ)の選択肢を選択していない、同ガイドラインに基づく取組を行っていない事業場は63事業場であった。

さらに、それらの事業場が同ガイドラインに基づく取組を行っていない理由については、「高齢労働者がいない／雇用する予定がない」が最も高く38.1%（24事業場）であった。

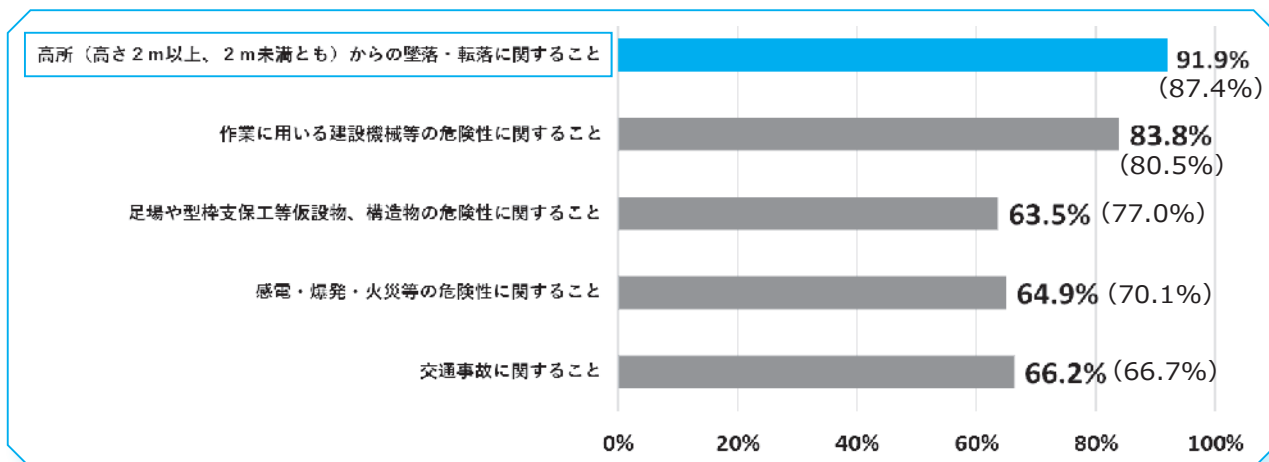


3. 業種別の労働災害防止対策の取組に係る自主点検の結果

(1) 建設業

- 建設業においてリスクアセスメントに取り組んでいますか（複数回答）

回答した建設業の事業場のうち、高所（高さ2 m以上、2 m未満とも）からの墜落・転落の防止に関するリスクアセスメントに取り組んでいる事業場の割合は91.9%（68事業場）と、アウトプット指標である85%を6.9ポイント上回った。



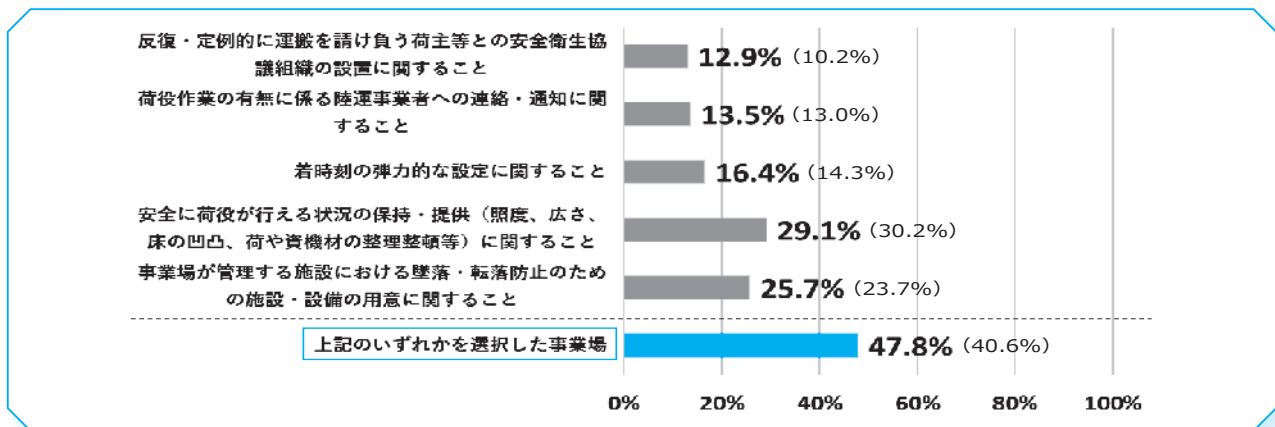
(2) 陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）

(ア) 荷役作業における安全ガイドラインを知っていますか

回答した事業場のうち、荷役作業における安全ガイドラインを知っている事業場は33.2%（658事業場）であった。

(イ) 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく「荷主等」として、ガイドラインの措置を実施していますか（複数回答）

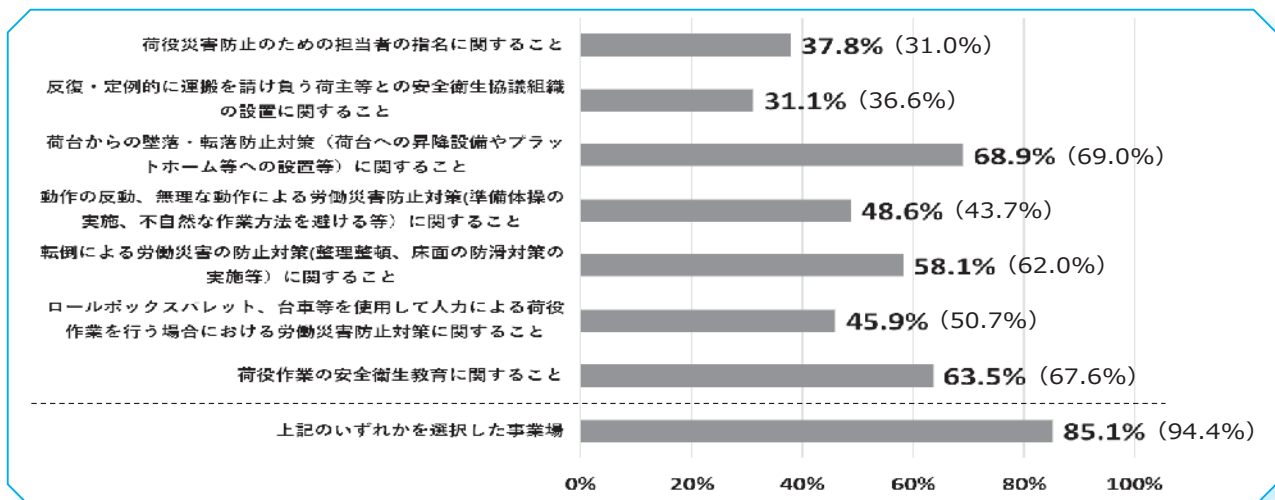
回答した事業場のうち、「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を実施している事業場の割合は47.8%（947 事業場）と、アウトプット指標である45%を2.8ポイント上回った。



(ウ) 陸上貨物運送事業において「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を知っていますか
 回答した陸上貨物運送事業場の事業場うち、上記(ア)で「知っている」と回答した事業場は63.5%（47事業場）であった。

(エ) 陸上貨物運送事業において「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を実施していますか（複数回答）

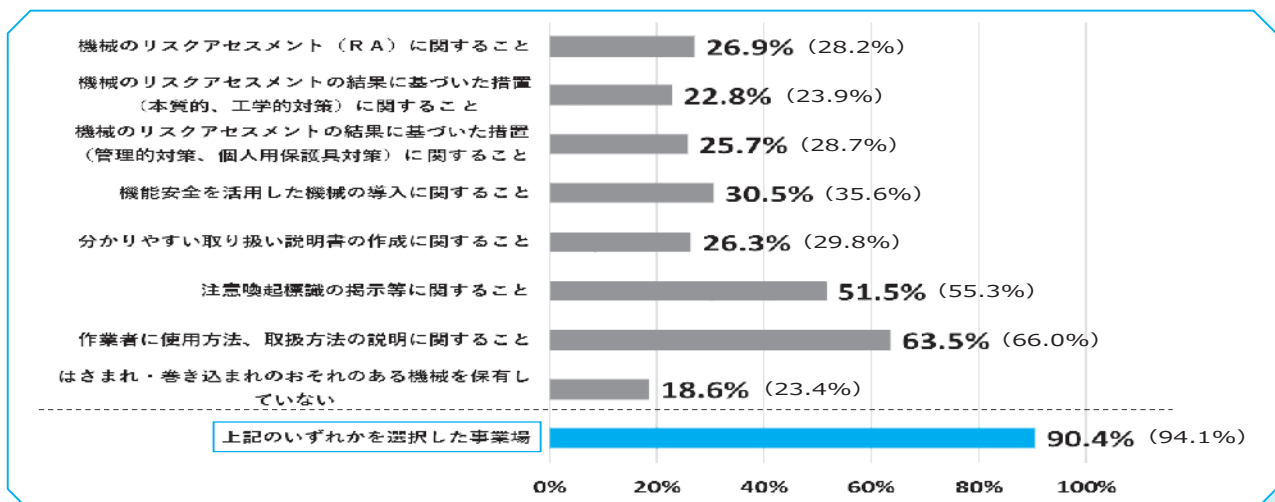
また、回答した陸上貨物運送事業場のうち、「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を実施している事業場の割合は85.1%（63事業場）であった。



(3) 製造業

・ 機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止に取り組んでいますか（複数回答）

回答した製造業の事業場のうち、選択肢に記載されている何らかの対策を実施している事業場の割合は90.4%（151事業場）と、アウトプット指標である60%を30.4上回った。



令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します

～湿球黒球温度の値(WBGT値)の把握、重篤化防止対策の周知、有訴者への特段の配慮～

厚生労働省では、職場における熱中症※1予防対策を徹底するため、今月、新たに定められた「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策を講ずるよう広く呼びかけるため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

●「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」概要

厚生労働省は、労働災害防止団体などと連携し、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策等、事業場への熱中症予防に関する周知・啓発を行う他、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを運営します。

また、周知、啓発に当たっては、

- [1] 湿球黒球温度の値(WBGT値)^{※2}の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること
- [2] 熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を行うこと
- [3] 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと

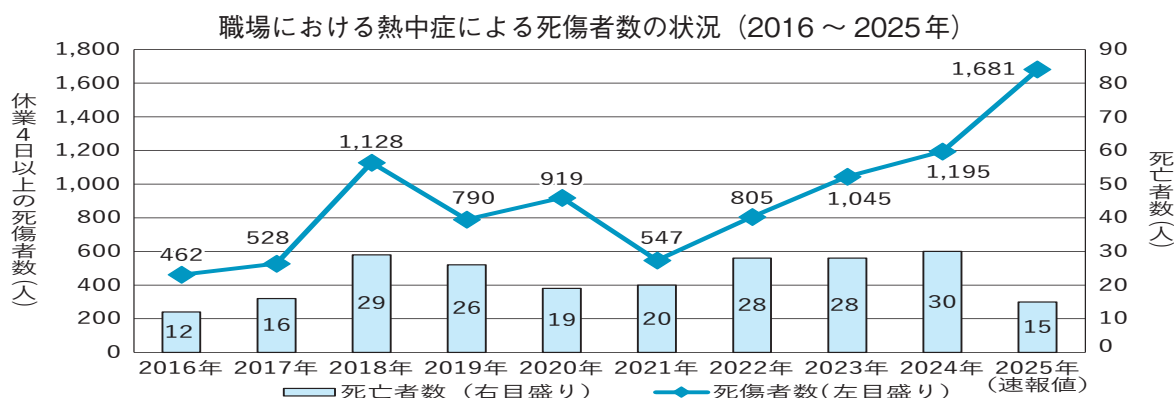
について、特に重点的に呼びかけます。

●「令和7年職場における熱中症による死傷災害の発生状況(速報値)」

令和7年の速報値では、死亡を含む休業4日以上死傷者数は1,681人、うち死亡者数は15人となっています。死亡者数は減少したものの、死傷者数は前年比約4割の大幅な増加となっており、業種別にみると、死傷者数については、製造業が最も多く、建設業、商業、運送業、警備業が続きます。また、死亡者数は、建設業が最も多く、警備業が続きます。熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮を行っていなかった事例も見られました。

※1 熱中症とは……高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分不快感・吐き気・嘔吐(おうと)・倦怠(けんたい)感・虚脱感、意識障害・痙攣(けいれん)・手足の運動障害、高体温などの症状が現れ、最悪、死に至る場合がある。

※2 湿球黒球温度の値(WBGT値)とは……気温に加え、湿度、風速、輻射(放射)熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。



熱中症による死傷者数の業種別の状況(2021～2025年)

(人)

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・畜業	農業	林業	その他	計
2021年	128(11)	85(2)	59(1)	65(1)	61(3)	28(0)	14(2)	7(0)	100(0)	547(20)
2022年	172(13)	144(2)	126(1)	90(6)	79(1)	56(2)	20(2)	6(0)	112(1)	805(28)
2023年	202(11)	220(4)	137(1)	103(4)	118(3)	55(0)	25(4)	7(0)	178(1)	1,045(28)
2024年	216(8)	227(6)	186(6)	136(2)	113(2)	72(2)	29(1)	10(0)	206(3)	1,195(30)
2025年	278(5)	337(1)	201(1)	186(2)	221(1)	110(1)	31(1)	9(0)	308(3)	1,681(15)
計	996(48)	1,013(15)	709(10)	580(15)	592(10)	321(5)	119(10)	39(0)	904(8)	5,273(121)

※2025年の件数は2025年12月末時点の速報値である。

※()内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。

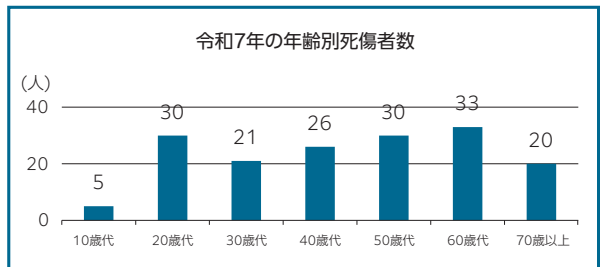
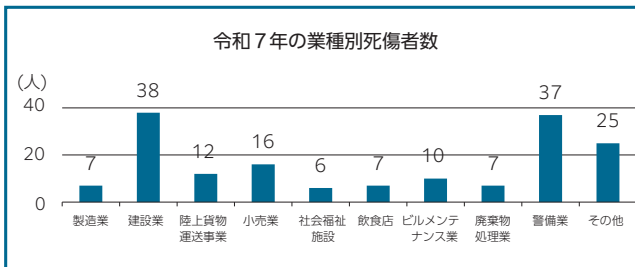
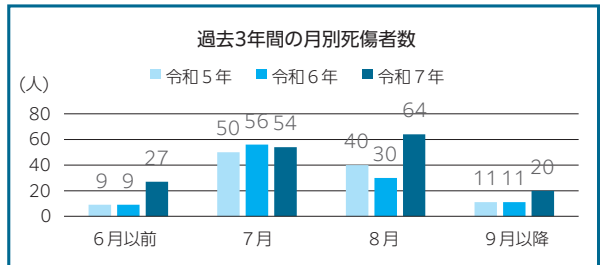
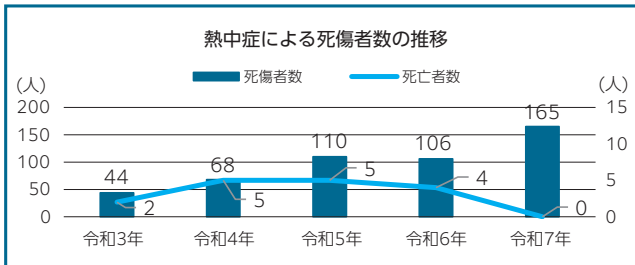
職場の「熱中症」を防ごう！

～引き続き熱中症対策に心がけてください～



東京労働局管内の熱中症による労働災害の発生状況

令和7年の死傷者数は、統計開始以降最多となっています。



熱中症対策にご活用ください

厚生労働省では、毎年5月から9月までの間「stop! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施しています。

職場における熱中症予防情報 (ポータルサイト)

暑さ指数の実況と予測 | 暑さ指数の計算方法

働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

教育・研修用動画

動画で学ぶ熱中症予防対策 | 自分でできる熱中症予防

ロゴマークシール | 応急手当カード

エイジフレンドリー補助金

高齢労働者を雇用し、対象の労働者が補助対象の業務に就いている場合は、労働災害防止に要する経費の一部を補助する制度となります。

専門講師が解説する講習動画 | スポーツ活動中熱中症予防



東京労働局・労働基準監督署
～トップが発信！みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～



令和7年の東京労働局管内の熱中症災害事例

業種	年齢	休業日数	労働災害の概要	熱中症予防対策（例） 下の表もご確認ください。	
建設業	60歳代	14日	前日から外構工事作業に従事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師等の意見を踏まえた就業上の配慮(11) ・ 健康状態の確認(13) など 	
			朝から体調が優れず、午前9時頃に早退したところ、帰宅途中に体調が悪化し、救急搬送され、熱中症と診断されたもの。熱中症の発症に影響を及ぼす疾病を有していた。		
警備業	20歳代	7日	朝から建設現場での交通誘導警備業務に従事		<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑熱順化への対応(7) ・ 健康状態の確認(13) など
			作業中に体調不良となり、病院で受診したところ、熱中症と診断されたもの。フルタイム勤務でないことなど暑熱順化ができていなかった。		
飲食店	20歳代	27日	厨房内での揚げ物の調理に従事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑さ指数の把握と評価(1) ・ 暑さ指数の低減（スポットクーラーの設置等）(4) など 	
			作業中に体調不良となり、病院で受診したところ、熱中症と診断されたもの。エアコンが設置されていたが、フライヤー付近は高温であった。		
廃棄物処理業	30歳代	7日	工場内で廃棄物の選別作業に従事		<ul style="list-style-type: none"> ・ 送風機の増設(4) ・ ファン付き作業服の稼働状況等の確認(13) など
			ファン付き作業服のバッテリーが切れた状態で作業に従事したところ、工場内で倒れたため、救急搬送され、熱中症と診断されたもの。送風機の設置台数が作業空間に対して不足していた。		

職場における熱中症対策及び重篤化の防止

(1)	暑さ指数の把握と評価	JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を把握し、WBGT基準値に照らし評価すること。
(2)	リスクアセスメント	リスクアセスメントを実施し、その結果に基づく措置を検討すること。
(3)	労働衛生管理体制の確立	事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、熱中症予防対策を検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。
(4)	暑さ指数の低減	設備的対策等により暑さ指数の低減に努めること。
(5)	休憩場所の整備	作業場所の近くに冷房等を備えた休憩場所や日陰等の涼しい休憩場所を設けること。
(6)	作業時間の短縮等	作業の休止時間及び休憩時間を確保すること。また、必要に応じて作業場所を変更する等の対策を作業の状況等に応じて実施するよう努めること。
(7)	暑熱順化	計画的に暑熱順化期間を設けること。また、作業開始前に暑熱順化の状況を確認し、必要に応じて配慮を行うこと。
(8)	水分と塩分の摂取	自覚症状の有無にかかわらず、水分と塩分を定期的に摂取させること。また、管理者は、作業中の巡視等により、定期的な水分と塩分の摂取の徹底を図ること。
(9)	服装等の見直し	透湿性及び通気性の良い服装等を着用させること。
(10)	プレクーリング	深部体温を下げるため、冷水やアイススラリー（流動性の氷状飲料）等を摂取させること。
(11)	健康診断結果に基づく対応	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等の熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者には医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと。
(12)	日常の健康管理	睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を及ぼすおそれがあることについて指導を行うこと。
(13)	健康状態の確認	作業開始前や作業中に健康状態の確認を行うこと。また、単独作業の場合はウェアラブルデバイスを導入する等の常に状況を確認する態勢を確保すること。
(14)	労働衛生教育	①熱中症の症状、②熱中症の予防方法、③緊急時の救急処置、④熱中症の事例について、教育を行うこと。
(15)	異常時の対応（重篤化の防止）	連絡体制や対応手順等を作成し、関係作業者に周知すること。また、本人や周りが異変を感じたら、対応手順等に基づき対応すること。

東京労働局ホームページ内の熱中症予防対策のページに管内事業場の取組事例などを掲載しております。また、「東京労働局公式X」及び「公式YouTubeチャンネル」でも各種情報を発信しています。



東京労働局 HP



公式 X



公式 YouTube

不明なことがありましたら、東京労働局労働基準部健康課・各労働基準監督署までお問合せください。

メンタルヘルス対策等自主点検実施結果

東京労働局は、職場におけるメンタルヘルス対策等の自主的な取組を促すため、「メンタルヘルス対策等自主点検」を実施し、このほどその結果を取りまとめましたので公表します。

自主点検は、東京労働局管内の事業場のうち、常時使用する労働者10人以上の事業場から無作為抽出した3,269事業場を対象とし、955事業場から有効な回答を得ました（回答率29.2%）。

【メンタルヘルス対策自主点検結果】

- (1) メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は91.9%
(令和6年度：91.7%、令和5年度：89.4%)
* 第14次東京労働局労働災害防止計画におけるアウトプット指標（以下同じ）
2027年までに80%以上とする。
- (2) 50人未満の小規模事業場においてストレスチェックを実施している事業場の割合は50.3%
(令和6年度：51.2%、令和5年度：47.2%)
* 2027年までに50%以上とする。
- (3) 必要な産業保健サービスの提供を行っている事業場の割合は90.6%
(令和6年度：88.1%、令和5年度：87.8%)
* 2027年までに80%以上とする。

【今後の取り組み】

東京労働局では、労働災害防止対策や労働者の健康確保対策の推進を図るために2023年度を初年度とする「第14次東京労働局労働災害防止計画」を策定し、5年間にわたり重点的に取り組む事項を定めています。

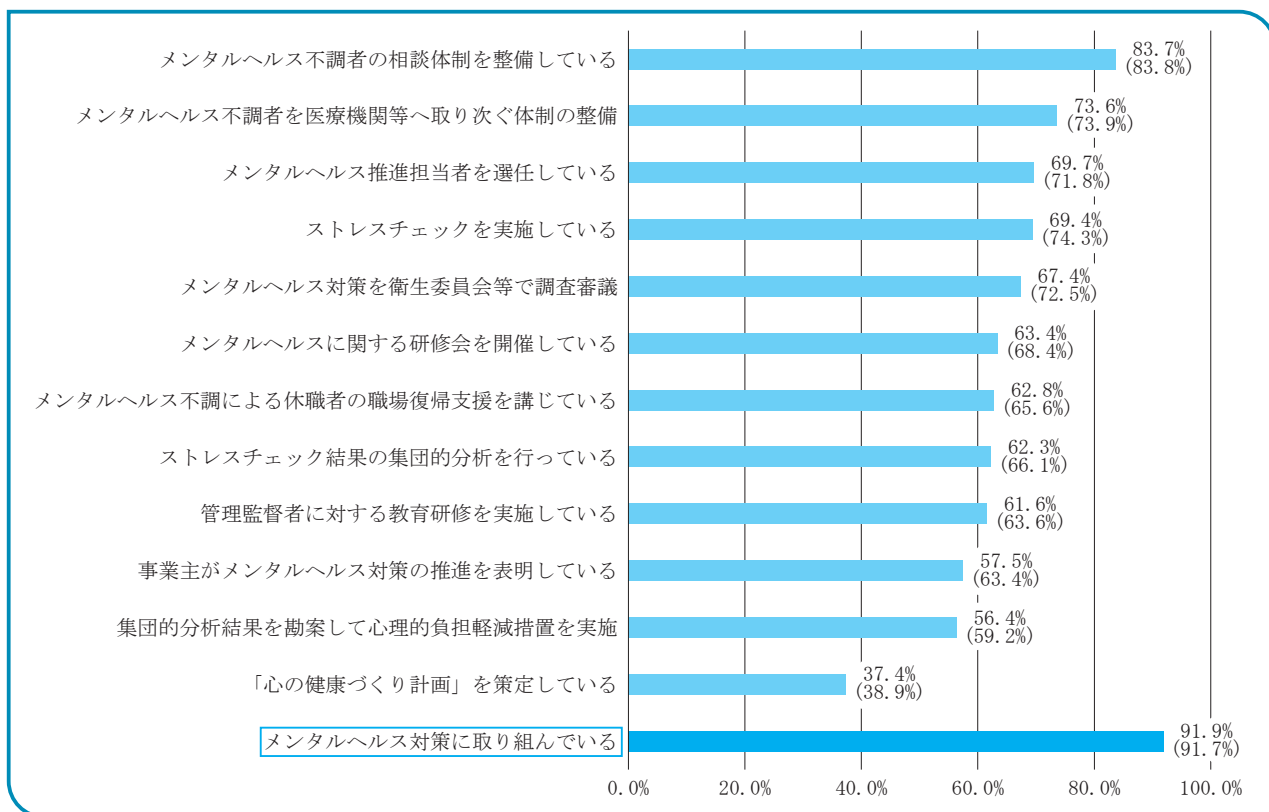
本計画では、重点事項の取組の成果として、事業者において実施する事項をアウトプット指標として定め、当局はその達成を目指して取り組んでおり、今回の自主点検の実施結果では「労働者の健康確保対策の推進」の項目に定めているアウトプット指標（上記(1)～(3)）はすべて達成されておりますが、さらなる向上を目指して、以下の取組を行ってまいります。

- ・改正労働安全衛生法（令和7年5月14日公布）に基づく、労働者数50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施が義務化（公布後3年以内に政令で定める日から施行）されることから、集団指導、個別指導等あらゆる機会をとらえ、全ての事業場においてストレスチェック制度が導入されるよう必要な支援を行ってまいります。
- ・メンタルヘルス対策を行うためには、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取り組みを行う必要があることから、引き続き集団指導、個別指導等あらゆる機会をとらえ、指針の周知を図ります。特にメンタルヘルス対策においては、ストレスチェックの実施のみならず、職場環境改善に対する取り組みが必要であることから、ストレスチェック結果の集団分析等に基づく取組を促進するため、産業保健総合支援センターによるメンタルヘルス対策に係る支援（研修、訪問支援等）の利用勧奨や50人未満の小規模事業場に対する地域産業保健センターの利用勧奨など、引き続き取り組みの支援を行ってまいります。
- ・事業場における産業保健活動をより効果的に行うためには、「事業場における労働者の健康保持増進を図るための指針」に基づく取り組みを行う必要があることから、引き続き集団指導、個別指導等あらゆる機会をとらえ、指針の周知を図ります。なお、取組を推進するにあたっては、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターによる、中小規模事業場を中心とする産業保健活動への支援サービスについて、引き続き周知を行ってまいります。

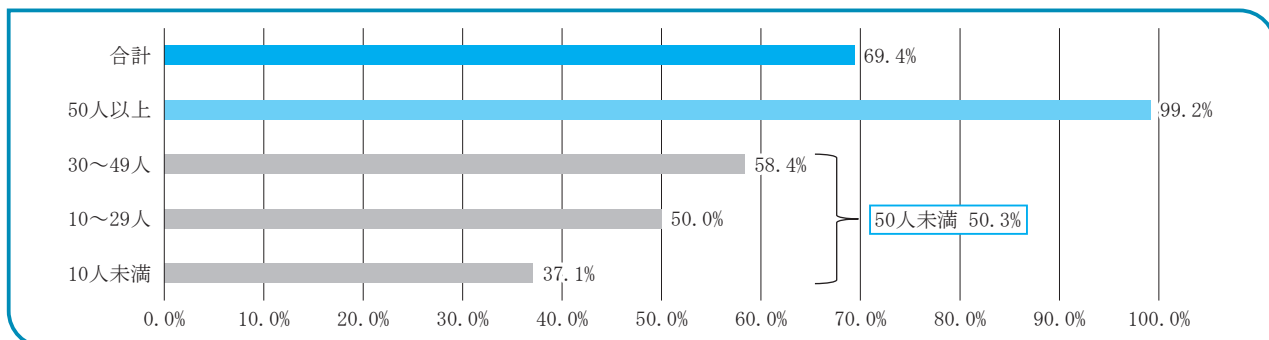
【自主点検実施結果の詳細】

●メンタルヘルス対策に関する取組状況

() 内の数値は令和6年度の結果の数値

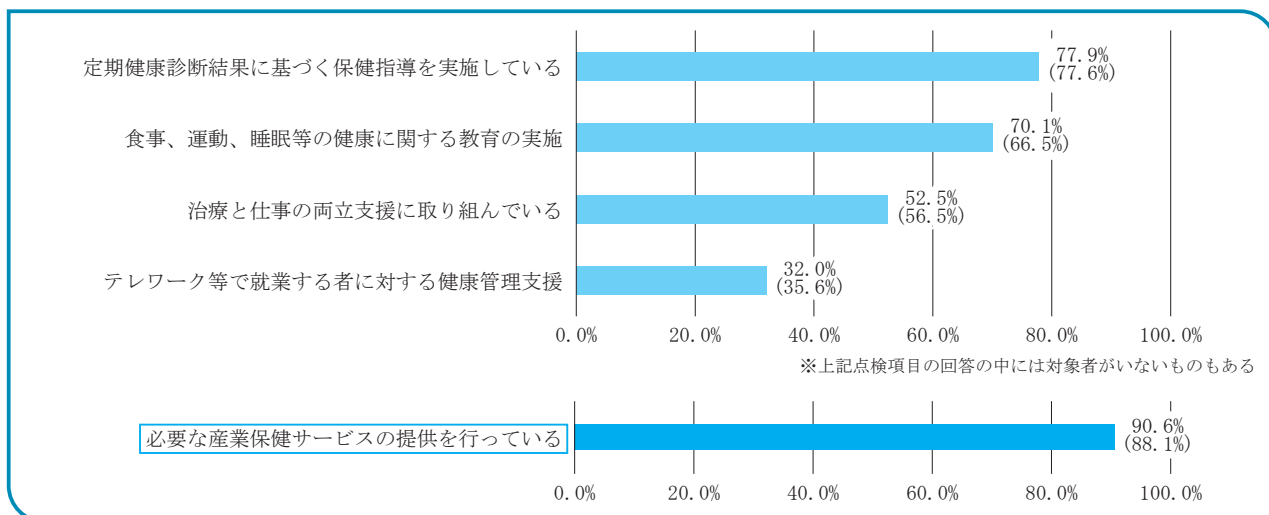


●ストレスチェックを実施している事業場の割合



●産業保健サービスに関する取組状況

() 内の数値は令和6年度の結果の数値



看護・保育・建設・警備・運輸分野の事業主の皆さまへ

そのお悩み 人材確保・職場定着でお悩みではありませんか？

社会保険労務士資格を持つ 雇用管理改善等コンサルタントに

どの助成金が
利用できるのか
わからない…

求人を出しても
応募がない！

無料で相談 できます



そういえば長い間
就業規則を変えてない…

R7.4.1
育児・介護休業法改正
子の看護休暇はどう変わったんだっけ？

R7.6.1 労働安全衛生規則改正
屋外勤務やテレワークの
規定はどうなっていたかな…

R7.10.3
最低賃金改定
東京1226円！
賃金テーブルを
見直さなくちゃ…



お手続きは
かんたん！

ハローワークでお申し込み

1回
2時間
以内

後日、東京労働局からご連絡し、
訪問日程を調整します

3回
まで

雇用管理改善等コンサルタントが
貴事業所を訪問、相談支援を行います

相談は
問題解決の
第一歩！

採用しても数か月で辞めてしまう方が
多いんですけど、どうすれば良いですかね？

まずは労働条件と人員管理の現状から整理して
改善できる点を探してみましょうか



お問い合わせ・お申し込みは

ハローワーク品川 計画紹介部門 まで

TEL 03-5418-7357

FAX 03-3453-1624



事業主・被保険者の皆さまへ

令和8(2026)年度 雇用保険料率のご案内

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

<令和8年度の雇用保険料率>

(青字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

三田労働基準監督署人事異動（役職者）

旧	職名	新
田中宏治	署長	北川敏子
西田幸弘	副署長（管理）	内山剛
野口俊也	副署長（労災）	小比田達信
安原恵子	副署長	河村有子
玉置郁生	第一方面主任監督官	玉置郁生
笥仁志	第二方面主任監督官	笥仁志
青山将人	第三方面主任監督官	野尻明博
佐藤有佑	第四方面主任監督官	佐藤有佑
藤園光	第五方面主任監督官	真田健治
金内歩	安全衛生課長	金内歩
松崎謙一	労災第一課長	藤澤和佳子
藤澤和佳子	労災第二課長	腰原哲明
近恵子	業務課長	近恵子

ハローワーク品川人事異動（幹部）

旧	職名	新
東雅人	所長	薄井明美
星野亜弓	管理部長	竹内典子
加藤未来	職業相談部長	加藤未来
安食仁	雇用開発第一部長	安食仁
原和也	雇用開発第二部長	原和也

2026年度定期総会開催のご案内

2026年度（第78回）定期総会を下記により開催いたします。ご案内を別途差し上げますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

日時／2026年5月25日（月）午後4時～5時

会場／東京プリンスホテル 港区芝公園3-3-1 電話03-3432-1111

総会、懇親会ともに2階 サンフラワーホール

総会終了後、東京労働局・三田労働基準監督署等の幹部職員の皆様をご来賓にお迎えして、懇親会（会費13,000円）を開催いたしますので併せてご参加くださいますようお願いいたします。

2026年度会費納入のお願い

会費の納入につきましては、4月17日（金）にお振込のお願いの文書を例年どおり発送させていただきますのでよろしくお願いいたします。

〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

事業場名	所在地	業種
大林道路(株) 本社	港区港南2-15-1	総合建設業の事務所
(一社)コンクリートパイル・ポール協会	港区浜松町2-7-15	同業団体
(株)プレイクストーン	品川区西五反田7-22-17	解体業

講習会等のご案内

企画中の講習会をご紹介します。

1 行政関連の講習会

◎ **無料** 労務管理講習会 5月15日(金) オンライン開催

時間外労働の上限規制、年次有給休暇の時季指定などの他、テレワーク等多様な働き方に応じた適正な労務管理、東京都最低賃金の改正など労働基準監督署の職員が最新の情報をもとに分かりやすく説明いたします。

◎ **無料** 全国安全週間説明会 6月10日(水) オンライン開催

第99回全国安全週間に先立ち説明会を開催いたします。安全衛生担当者等のご参加をお願いいたします。

2 協会企画講習会 (お申込の状況により中止させて頂く場合がございます)

資格関係

◎ **有料** 衛生管理者受験準備講習会(第1回) 5月19日(火)～21日(木)

衛生管理者試験合格を目指す方のための講習です。業種に関わらず常時50人以上の労働者を使用する事業場では衛生管理者を選任し、その者に衛生に係る技術的事項を管理させなければなりません。

◎ **有料** 安全衛生推進者養成講習(第1回) 6月16日(火)～17日(水)

労働安全衛生法の第12条の2により常時使用する労働者数が10人以上50人未満の事業場における安全衛生管理体制の充実を図るため「安全衛生推進者」を選任し、その者に安全衛生に関する一定の業務を担当させることが義務付けられております。

◎ **有料** 衛生推進者養成講習(第1回) 6月19日(金)

常時10人～49人の労働者を使用する非工業的業種の事業場(企業や、支店営業所等の出先)では、労働安全衛生法第12条の2により一定の実務経験者等から「衛生推進者」を選任し、労働衛生に係る業務を担当させなければなりません。

労務管理関係

◎ **有料** 労災保険給付の実務基礎講習会 5月27日(水)

労災保険実務を初めて担当する方、労災保険制度の仕組みや労災保険給付の基礎的な知識を理解したい方を対象とした講習会を開催いたします。労災保険制度の概要、対象となる「労働者」や「保険事故」とは、労働基準監督署における調査の流れなどをベテランの講師が具体的に解説いたします。

◎ **有料** 連続講座 人事労務担当者基礎講習 6月3日(水)～4日(木)

労働基準法、労働安全衛生法、契約法、パート・有期労働法、派遣法、マイナンバー制、労災・雇用・社会保険など関係諸法令のポイント、及び人事労務管理の基礎について、社会保険労務士が解説します。改正された内容も含んでおり、新たに人事労務担当者になった方にもお勧めする講習会です。

◎ **有料** 実務基礎講座 人事・労務担当者のための労基法 6月17日(水)

◎ **有料** 実務基礎講座 雇用保険・社会保険 6月23日(火)

◎ **有料** 実務基礎講座 業務上災害・通勤災害の労災保険手続きA to Z 6月25日(木)

※詳しくは当協会HPをご覧ください。(開催の有無、日時・会場の変更について、当協会HPに随時掲載いたしますのでご確認をお願いします。)

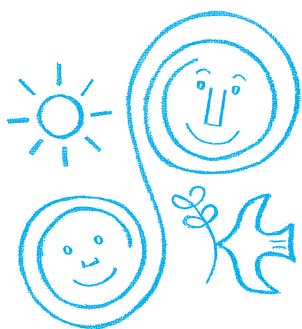
「定期健康診断のご案内」について

健康診断は、労働者の健康の確保を図るとともに、業務の適正配置及び健康管理を目的として労働安全衛生法で事業者（経営者）に実施が義務付けられています。当協会では、定期健康診断及び有機溶剤、鉛などの特殊健康診断を2026年6月29日（月）に実施いたします。申込書は、「みなとみた」3月号に掲載させていただきます。

また、三田労働基準協会ホームページに案内を掲載しておりますのでご覧下さい。

なお、受診者が30名様以上の場合には健康診断実施機関と相談のうえ巡回健診を行うことも可能です。ぜひ、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

健康診断実施機関：一般財団法人 全日本労働福祉協会



健康診断・特殊健康診断等

企業に合った健康診断を提供しております。
定期的に健康診断を受け、早期発見・早期治療を心掛けましょう。

併せて、**長時間労働面談・保健指導・健康セミナー・健康相談**等実施しております。

お気軽にご相談下さい。

作業環境測定についてもお任せ下さい。



一般財団法人 全日本労働福祉協会

ALL JAPAN LABOUR WELFARE FOUNDATION

会長 医学博士 柳澤 信夫



〒142-0064 東京都品川区旗の台6-16-11

TEL : 03-5767-1713

FAX : 03-3765-1662 Mail : zrf-kaiatsu@zrf.or.jp



全日本労働福祉協会は、厚生労働省が推進する、がん検診受診率50%を目指すプロジェクトの推進パートナーです。

みなとみた 令和8年4月号 令和8年4月15日発行(年6回発行) 第30巻第3号通巻第175号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

URL <https://www.mita-roukikyo.or.jp>

[編集協力] 労働調査会

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710